# 【研究論文】

# 教職課程認定の手続き及び審査について 一関係法令と手引きから学ぶ②一

広島文教女子大学学園統括部

学生サポート課 課長 田 川 知 秀



2014年度第2報においては「教職課程認定の手続き及び審査について」を関係法令と『教職課程認定申請の手引き』を参考にしながら課程認定申請について述べた。このたびは、すでに課程認定を受けた後、事務職員が行う重要かつ必要な変更届の手続き及び教職課程審査について、関係法令及び『教職課程認定申請の手引き』を参考に学びを深めていきたい。

# 2 変更届の概要

大学は、教育職員免許法施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならないとある。具体的な届け出は、次のとおりである。

- 教育課程の変更届
- ・学科等の名称変更
- ・学科等の入学定員変更届
- ・学科等の課程認定取下届

上記,各変更届4項目について概説する。

## (1) 教職課程の変更届

教職課程の変更は、変更後の教育課程を実施する前に、文部科学大臣に提出しなければならない。 変更届は、変更しようとする内容に応じ別表1の書類を提出しなければならない。

#### 【別表1】

変更内容	チェックリスト	変更届						
		かがみ	理由書 (様式任意)	新旧対照表	シラバス ※1	教職に関する科目・特別支援 教育に関する科目の専任教員		
						履歴書	教育研究業績書	
授業科目を新設又は廃止する場合	0	0	0	0	Δ	△ ※ 2	△ <b>※</b> 2	
授業科目の名称を変更する場合	0	0	0	0	$\triangle$	×	×	
授業科目の単位数を変更する場合	0	0	0	0	$\triangle$	×	×	
授業科目の履修方法(必修・選択必 修・選択)を変更する場合	0	0	0	0	$\triangle$	×	×	

専任教員を変更する場合	0	0	0	0	△ <b>※</b> 3	△ ※ 4	△ ※ 4
専任教員の職位(教授·准教授·講師・助教)を変更する場合	0	0	0	0	×	×	×

○:提出必要,×:提出不要,△:場合により提出の要否が異なる

- ※1 変更に係る授業科目のシラバスのみ提出。科目の廃止の場合には、一律提出不要。
- ※2 授業科目新設の場合のみ提出
- ※3 専任教員の変更に伴って、授業科目内容に変更がない場合は、シラバスの提出不要。
- ※4 教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは、「担当する授業科目」と「専任教員の変更の内容」 が別表2の場合である。

#### 【別表2】

担当する科目区分	一種・二種	の免許課程	専修免許状の課程		
専任教員の変更の内容	教職に関する 科目	特別支援教育に 関する科目	教職に関する 科目	特別支援教育に 関する科目	
専任教員を追加する場合	0	0	0	0	
既に配置されている兼担教員・兼任教員 を専任教員にする場合	0	0	0	0	
既に配置されている専任教員の担当授業 科目を追加する場合	0	0	0	0	
専任教員を削除する場合	×	×	×	×	
既に配置されている専任教員を兼担教 員・兼任教員にする場合	×	×	×	×	
既に配置されている専任教員の担当授業 科目を削除する場合	×	×	×	×	
専任教員の氏名の姓を変更する場合	×	×	×	×	

## (2) 学科等の名称変更届

学科等の改組を伴わずに、学科等の名称を変更する場合は、名称変更する年度の前年度中に文部科 学大臣に報告しなければならない。この場合に注意すべき点は「改組を伴わない」の解釈についての 確認が重要である。文部科学省の担当部署に事前に問い合わせ、指導を受けておくことが必要である。 また、その問い合わせ時期も、申請が必要となった場合でも対応可能なように、事前相談受付期間を 調べておくことが重要である。

#### (3) 学科等の入学定員変更届

学科等の入学定員を変更する場合には、定員を変更する年度の前年度中に文部科学大臣に報告しな ければならない。

# (4) 各学科等の課程認定取下届

学科等の課程認定を取り下げる場合は、取下げを行う年度の前年度中に報告しなければならない。 この場合の注意点は、当該課程を有する全学年の課程が廃止されるわけではなく、課程認定を取り下 げる年度の前年度までの在学生の課程については、当該学生が卒業するまで当該課程の認定は継続す る。また, 取下げ後, 継続する課程については, 必ずしも教職課程認定基準を満たすことを要しないが, 大学の責任において、適切な教職指導を行うように留意しなければならない。

# 3 課程認定審査

教職課程認定審査の確認事項は、平成13年7月19日に課程認定委員会で決定をし、その後改正をされてきている。そもそも審査があるということは、基準があるわけですが、ここではその基準については省略し、審査内容から今後の本学教職課程の改善に役立てたい。

#### (1) 教育上の基本組織関係

- ①学部,学科,専攻等(以下「学科等」という。)の統合,分離等その組織を変更する場合において,学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離であると解される場合は,その教育課程,履修方法,教員組織等について,免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため,課程認定を行うことになっている。組織の改正でよくある事例は,学科等の改組がある。すでに当該学科に教職課程の認定を受けていてその学科を改組し,新たに学科を設置する場合がある。この場合,教育内容等の変更がなく学科名のみの変更である場合は変更届で問題ないが,教育内容が変更され学科の特性が変更されていると解された場合は,新たに課程認定申請が必要となる点を十分に注意しなければならない。この点についての判断が困難な場合は、変更届の概説の中でも記したが,文部科学省の担当部署へ相談をすることが必要である。また,学部・学科改正を検討している学内組織と連携し,手続きを進めることが重要となる。
- ②既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない旨の大学長の誓約書を提出することで、再度の審査・認定は行わない。
- ③既に認定を受けた教育課程に、内容の全く同一の昼夜開講制コースを設けた場合においては、改めて課程認定を行わなくてよい。
- ④幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程について認定を受けようとする場合の「教員養成を主たる目的とする学科等」であるかに関する審査に当たっては、教職課程認定基準 2(4)に加えて、認定を受けようとする学科等が教員養成を主たる目的として構成されているかについて、以下の観点から審査が行われる。
  - ・学科等の教育課程全体における教員養成に関する科目の占める割合
  - ・卒業要件等における免許状取得や免許状取得に係る科目履修の位置付け
  - ・その他課程認定委員会において必要とされる事項

# (2) 教育課程関係

- ①教育職員免許法施行規則第4条表備考第1号に定める「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることが必要である。
- ②教職に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科の卒業要件に係る科目として開設しても差し支えない。
- ③中学校教諭,高等学校教諭の養成を行う学科等において,一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては,教育職員免許法施行規則第6条第1項表第4欄「教育課程及び指導法に関する科目」の各教科の指導法について,それぞれ8単位以上,4単位以上の授業科目を開設することが必要である。
- ④授業科目の名称は、教育職員免許法施行規則に定める科目又は各科目に含めることが必要な事項 の内容を適切に表現した名称とすることとし、授業内容を直ちに確認することが困難な名称を用

いているものについては、シラバスを精査し、当該科目が適当であると課程認定委員会が判断し た場合に認めることができる。

#### (3) 教員組織関係

教職に関する科目・特別支援教育に関する科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論 文等の有無によるものではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連 する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮する。



本稿では、教職課程の変更届及び審査について『教職課程認定申請の手引き』及び関係法令を基に 事務を担う立場から確認することで、本学の現状に照らし合わせ検証することができた。本学の教職 課程については、概ね問題なく手続きが行われている。変更届及び審査で問題が発生しやすいのは、 学部・学科の改組を実施する際と教職科目の担当教員の人事異動時によるものだと考える。

今後の課題としては、本学の教職課程の維持・発展を目指すため、教職課程認定に関する申請及び 届け出の手続きに関する知識の習得及び継承と考える。課題克服には、教職課程認定に精通した職員 の養成を行い, 常に教職課程をチェックできる体制づくりが必要であると考える。また, 教職センター で組織的に検証することも重要であることは言うまでもないことである。

#### 【引用文献】

・『教職課程認定申請の手引き』平成26年度改訂版 文部科学省初等中等教育局教職員課

### 【参考法令】

·「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」